

長崎大学大学院経済学研究科における長期履修の取扱いに関する内規

平成19年3月5日 研究科運営委員会決定

令和5年5月17日 一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学における長期履修の取扱いに関する規程（以下「長期履修規程」という。）及び長崎大学大学院経済学研究科規程第15条の2の規定に基づき、長崎大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で標準修業年限内の修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると学長が認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲において、学期を単位として認める。

(在学期間及び休学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間及び休学期間は、長期履修規程第4条及び第5条の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、長崎大学長期履修規程第6条に定める別紙申請書により、研究科長を経て学長に申し出るものとする。

- (1) 新たに入学する者で長期履修の適用を入学時から希望する者 本研究科が指定する日
- (2) 在学生で長期履修の適用を第1 Semesterから希望する者
当該Semesterの直前の2月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）
- (3) 在学生で長期履修の適用を第2 Semesterから希望する者
当該Semesterの直前の8月末日（その日が土曜日又は日曜日にあたるときには、直近の金曜日）

2 学長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第6条 長期履修の期間の変更及び短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、長期履修規程第7条の定めるところによる。

2 前項における期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までに長崎大学長期履修規程第6条に定める別紙申請書により、研究科長を経て学長に申し出るものとする。ただし、標準修業年限への短縮（長期履修の取り止め）についての提出期限は、最終年次における本項第2号に掲げる期日とする。

(1) 短縮の適用を第1 Semesterから希望する者

当該 Semester の直前の2月末（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）

(2) 短縮の適用を第2 Semesterから希望する者

当該 Semester の直前の8月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）

3 学長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を認めるものとする。

（認定の通知）

第7条 第5条及び第6条による認定の可否は、本人あてに文書により速やかに通知するものとする。

（教育課程の編成及び履修指導）

第8条 長期履修を認められた者に係る教育課程の編成は、本研究科が定めた履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

2 長期履修を認定された者に対する履修指導は、本人及び指導教員と相談のうえ研究科運営委員会が行う。

（授業料）

第9条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長期履修規程第8条の定めるところによる。

附 則

1 この内規は、平成19年3月5日から施行する。

2 平成19年度の第1 Semesterからの適用に係る長期履修を申請する在学生の提出期限は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、平成19年3月22日とする。

附 則

この内規は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年5月17日から施行し、改正後の長崎大学大学院経済学研究科における長期履修の取扱いに関する内規の規定は、令和5年4月1日から適用する。